

# 福岡県公報

令和六年三月十二日  
第四百七十八号  
増刊  
②

## 目次

### 選挙管理委員会

- 政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示 (行財政支援課) ……………一
- 政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しに関する規程の一部を改正する告示 (行財政支援課) ……………三

### 選挙管理委員会

#### 福岡県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する

規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程(平成二十年十二月二十五日福岡県選挙管理委員会告示第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第七条第二項第二号を削る。

第七条第二項第三号中「前条第三号」を「前条第二号」に改め、同号を第二号とする

第七条第二項第四号中「前条第四号」を「前条第三号」に改め、同号を第三号とする

様式第二号を次のとおり改める。

様式第2号（第4条関係）

### 収支報告書等の写しの交付請求書

福岡県選挙管理委員会 殿

年 月 日

住 所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）  
（〒 ）

請 求 者

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ）

（連絡先又は連絡担当者が上記と異なる場合は、その連絡先又は連絡担当者）

（〒 ）

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項の規定により、次のとおり収支報告書等の写しの交付を請求します。

<p>請求する政治団体の 名称及び収支報告書等</p>	
<p>写しの交付の方法</p> <p>※該当する□内にレ印を記入 してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 複写機により日本産業規格A列4番の用紙に複写したもの（白黒）</p> <p><input type="checkbox"/> スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を次の媒体に複写 したもの（<input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R ）</p> <p><input type="checkbox"/> 郵送希望</p>

## 附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

## 福岡県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の

写しの開示に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成二十二年十一月二十六日福岡県選挙管理委員会告示第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第二号を削る。

第十四条第二項第三号中「令第十二条第三号」を「令第十二条第二号」に改め、同号を第二号とする。

第十四条第二項第四号中「令第十二条第四号」を「令第十二条第三号」に改め、同号を第三号とする。

様式第一号を次のとおり改める。

様式第1号(第2条関係)

少額領収書等の写しに係る開示請求書

福岡県選挙管理委員会 殿

年 月 日

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、事務所等の所在地)  
(〒 )

請求者

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号( )

(連絡先又は連絡担当者が上記と異なる場合は、その連絡先又は連絡担当者)

(〒 )

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第3項の規定により、次のとおり少額領収書等の写しの開示を請求します。

請求する国会議員関係政治団体の名称、支出された年及び支出項目 ※支出項目欄には、下記の①～⑨の支出項目を記入してください。 ①光熱水費 ②備品・消耗品費 ③事務所費 ④組織活動費 ⑤選挙関係費 ⑥機関紙誌の発行その他の事業費 ⑦調査研究費⑧寄附・交付金 ⑨その他の経費	年	国会議員関係政治団体の名称	支出項目
開示請求の理由・目的 ※開示請求の理由・目的をできるだけ具体的に記載してください。			
求める開示の実施の方法 ※該当する□内にレ印を記入してください。	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写機により日本産業規格A列4番の用紙に複写したもの(白黒) <input type="checkbox"/> スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を次の媒体に複写したもの( <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R ) <input type="checkbox"/> 郵送希望		

様式第六号を次のとおり改める。

様式第6号(第7条関係)

少額領収書等の写しに係る開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった国会議員関係政治団体の収支報告書に係る少額領収書等の写しについては、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第11項の規定により、次のとおり全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る国会議員 関係政治団体の名称等			
求めることができる開示 の実施の方法及び費用負 担の額  ※開示請求書で希望され た方法によるほか、右に 記載した方法によること も可能です。	種類・ 数量等	開示の実施の方法	費用負担 の額
		閲覧	無 料
		複写機により日本産業規格A列4番の 用紙に複写したもの(白黒)	円
		スキャナにより読み取ってできた電 磁的記録をCD-Rに複写したもの	円
		スキャナにより読み取ってできた電 磁的記録をDVD-Rに複写したもの	円
開示を実施することがで きる日時及び場所 ※開示の実施の申出がで きる期間とは異なります。	日時		
	場所		
写しの送付による場合の 準備日数及び送付費用			
問い合わせ先	〒		
	福岡県選挙管理委員会		
	電話番号( ) — 内線( )		

- 注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として(代表者は福岡県選挙管理委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 4 上記以外の日時における開示の実施を希望する場合は、福岡県選挙管理委員会まで連絡してください。

様式第七号を次のとおり改める。

様式第7号(第7条関係)

少額領収書等の写しに係る部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった国会議員関係政治団体の収支報告書に係る少額領収書等の写しについては、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第11項の規定により、次のとおり一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る国会議員 関係政治団体の名称等			
不開示とした部分及び 理由	該当号	説明	
求めることができる開示 の実施の方法及び費用負 担の額  ※開示請求書で希望され た方法によるほか、右に 記載した方法によること も可能です。	種類・ 数量等	開示の実施の方法	費用負担 の額
		閲覧	無 料
		複写機により日本産業規格A列4番の 用紙に複写したもの(白黒)	円
		スキャナにより読み取ってできた電 磁的記録をCD-Rに複写したもの	円
		スキャナにより読み取ってできた電 磁的記録をDVD-Rに複写したもの	円
開示を実施することがで きる日時及び場所 ※開示の実施の申出がで きる期間とは異なります。	日時		
	場所		
写しの送付による場合の 準備日数及び送付費用			
問い合わせ先	〒		
	福岡県選挙管理委員会		
	電話番号( )	—	内線( )

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として(代表者は福岡県選挙管理委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 上記以外の日時における開示の実施を希望する場合は、福岡県選挙管理委員会まで連絡してください。



附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。